

特集にあたって 発展途上国の企業行動を分析する (特集 発展途上国の企業行動 契約論の視点から)

著者	渡邊 真理子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	127
ページ	2-3
発行年	2006-04
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005493

特集／発展途上国の企業行動—契約論の視点から

特集／発展途上国の企業行動—契約論の視点から

特集にあたって—発展途上国の企業行動を分析する

渡邊真理子

現在、開発経済学（development economics）では、農村や農家の分析が中心になっている。しかし発展途上国が成長を続けるには、農業以外の産業発展も重要な課題になる。産業の主な担い手である企業も同時に、分析の対象とするのが自然であろう。特に、経済制度が整備されていない環境のなかで、発展途上国の企業は先進国企業と同じような行動をとるには限らない。

こうしたトピックの分析を可能にするのは、法と経済学、新しい産業組織論、経営学と呼ばれる分野である。途上国企業の中には、グローバル競争のなかで先進国企業に対する競争力を獲得するものも現れている。韓国・台湾といった「老舗」だけでなく、中国やインドの企業の台頭も著しい。こうした現象の背景を理解し、政策を呈示することのできる産業組織論や経営学、金融・法制度などの研究分野を、開発経済学は積極的に活用すべきではないだろうか。

●契約理論の系譜

金融や法など、制度をどのように整備するかという分析は、インセンティブをどう

設計するべきかを考察する契約理論の成果の上に発展してきている。この分野の理論的發展に貢献したのが、有名な分益小作理論などを源流とする途上国の農村に関する分析である。参考文献⑤は、農村における契約理論の応用の成果を紹介している。農村の信用市場に関する多くの実証研究の発見をまず整理し、それが投資行動、資産蓄積と貧困の罫などにどう影響するのか、開発における契約の問題として、土地、保険などが信用市場と同じかたちで議論できること、こうした分野に比べ、生産活動、生産物市場の分析の蓄積が足りないことを紹介している。

現在、契約理論はいくつかの系譜が集大成され、「インセンティブ設計の理論」というかたちでまとめられつつある。参考文献①の整理によれば、①「隠れた行動」への対応である報酬メカニズムを考察するモデル、②「見えない情報」への対応を考察する逆選択のモデル、そして③契約の不完備性がもたらす非効率性を克服するために制度（所有権や権限、意思決定権の配分。参考文献①は、「取引

管理構造」と呼んでいる）をどう設計すべきかという「不完備契約理論」などが、それぞれ独立に発展し、全体としてインセンティブを設計するという視点をもった経済学を形成しつつある。

本特集は、各執筆者が、特に③の不完備契約の考え方を、参考文献②をテキストとして理解することから出発し、その後、各自が研究対象としている途上国企業の行動分析を試みたものである。

●分析の道具立て

本特集でとりあげるトピックは、いずれも所有権や意思決定権の配分、契約の履行強制性といった制度の性質が、企業活動に与える影響に関連したものとなっている。

こうした分析の先駆けとなったのは、「ホールドアップ問題」と呼ばれる現象についての分析である。メーカーと下請けの取引において、下請けが特定メーカーとの取引にしか使えない投資を求められたとする。この時、メーカーが契約を反古にする可能性がある場合、下請けはこの関係特殊的投資には応じず、望ましい取引が成立し



特集／発展途上国の企業行動—契約論の視点から

なくなってしまう。

参考文献⑥などは、このホールドアップ問題を緩和するには、事前の資産の所有権の割当方法によって解決できることを示した。これが、企業の境界の問題に対する所有権アプローチと呼ばれる流れをつくった。本特集の川上稿は、パソコン生産における日本企業と台湾企業の取引を取り上げ、まさに参考文献⑥のモデルを応用して製造下請け業態が拡大したメカニズムを分析している。

所有権アプローチの応用は、資本構造、企業の破綻処理といった分野に広がった。企業の資金調達、負債と資本という二つの異なる証券を組み合わせて行われることが多い。参考文献③は、債務不履行の際、経営権が経営者から債権者に移転するしくみを作っておけば、負債は経営者に適切な債務履行のインセンティブを与えることを示した。その後、この理論は効率的な企業の破綻処理プロセスの分析に用いられる。本特集の佐藤稿は、債権者への経営権の移転が失敗し、通貨危機後のインドネシアの破綻処理プロセスが非効率な状況を生んだメカニズムを分析している。

こうして、「決定権の配分」が経済活動の効率性にもたらす影響が明示的に扱われるようになる。当初の論文は企業内の権限配分を扱った(参考文献④)が、企業統治論など他のイシューへ応用され、展開されている(参考文献⑦)。企業の支配株主と

少数株主の間に発生するモラルハザードは、支配株主が持株比率以上の支配権を確保することを許すしくみがあると発生するという。この議論をチリの状況に当てはめたのが、北野稿である。

「決定権の配分」は、政治経済学的な分析へも応用されている。発展途上国では、民主化された政府が多数の貧困層からの政治的支持を狙った政策決定を行うと、経済的には不合理な状況が発生することが多い。鈴木稿は、フィリピンの電力産業民営化の事例で、この問題を扱っている。重要なインフラである電力供給のため、政府は世銀の勧告に従って発電部門の民営化を進めたが、多くの貧困層にも手の届くように電力価格を低く設定し、民間企業に不必要な補助を与えたため、財政赤字が蓄積してゆく状況を分析している。

「決定権の配分」の他、「契約の履行強制性」も効率的な取引が成立するかどうかを左右する要因である。履行強制性といったとき、通常想定されているのは、民法の規定に基づいた司法の裁定である。しかし、途上国においては、そうした制度が機能しないことが多い。牧野稿、渡邊稿は、不完全な契約の履行強制性の影響が現れやすい企業間信用を共に取り上げている。牧野稿は、パキスタンの製靴業者の取引を観察し、流通業者がこの履行強制性の不在を徹底的に利用して未払いを起し、製靴業者は代金を回収するために、さらなる与信を行わ

ざるを得ない状況を報告している。渡邊稿は、法や制度に契約の履行強制能力を期待するのではなく、メーカー自身の流通チャネル戦略、商品戦略といった戦略によって、買い手が支払いに応じるインセンティブを引き出すメカニズムを分析している。

(わたなべ まりこ／アジア経済研究所 開発研究センター)

《参考文献》

- ① 伊藤秀史・小佐野広「インセンティブ設計の経済学」伊藤秀史・小佐野広編『インセンティブ設計の経済学』勁草書房、二〇〇三年。
- ② 柳川範之『契約と組織の経済学』東洋経済新報社、二〇〇〇年。
- ③ Agñon, P. and P. Bolton, "An Incomplete Contracts Approach to Financial Contracting," *Review of Economic Studies*, 59, 1992.
- ④ Agñon, P. and J. Throle, "Formal and Real Authority in Organizations," *Journal of Political Economy*, 105, 1997.
- ⑤ Banerjee, A.V., "Contracting Constraints, Credit Markets and Economic Development," MIT WP 02-17 September 2001.
- ⑥ Grossman, S. and O. Hart, "The Costs and Benefits of Ownership," *Journal of Political Economy*, 94, 1986.
- ⑦ Throle, J., "Corporate Governance," *Economica*, 61 (1), 2001.